

令和7年3月27日提出

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を次のように改正したいので議決を
求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）の一
部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「校長」の次に「、副校長」を加え、同条第2項中「第6号
の」を「第6号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提出理由）

副校長の設置に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教
育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づ
き、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条及び第2条（略） （専決）</p> <p>第3条 教育委員会は、第1条第6号に掲げる事項のうち次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 管理職員（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）別表第2行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、校長、副校長、園長及び教頭をいう。以下同じ。）以外の職員の任免その他の人事（分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）に関する事。</p> <p>(2) 管理職員の給与の決定、服務、兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、同項の規定により教育長に専決させるものとされる事項（管理職員の兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事を除く。）を第1条第6号に規定する職員に専決させることができる。</p> <p>第4条及び第5条（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略） （専決）</p> <p>第3条 教育委員会は、第1条第6号に掲げる事項のうち次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 管理職員（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）別表第2行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、校長_____、園長及び教頭をいう。以下同じ。）以外の職員の任免その他の人事（分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）に関する事。</p> <p>(2) 管理職員の給与の決定、服務、兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、同項の規定により教育長に専決させるものとされる事項（管理職員の兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事を除く。）を第1条第6号の職員に専決させることができる。</p> <p>第4条及び第5条（略）</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。